子育て世帯臨時特例給付金事業

概要

消費税率の引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当受給者に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給した。

1. 支給対象者

基準日 (平成 27 年 5 月 31 日) 現在、原則として本市に住民登録があり、次の要件を満たす者

- ・平成27年6月分の児童手当(特例給付(※1)を除く。)の受給者(公務員を含む。)
- ※1 特例給付とは、児童手当受給者の所得が制限限度額(※2)以上である者に対する児童1人当たり月額5,000 円の給付をいう。
- ※2 児童手当の所得制限限度額一覧

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限限度額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円	812万円

2. 対象児童

支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童

3. 給付額

対象児童 1 人につき 3,000 円

4. 平成 27 年度支給実績

- ·受付期間 平成 27 年 6 月 5 日~平成 27 年 12 月 1 日
- 支給件数 6,891件
- 支給額 34,188,000円